

手話言語法ニュース

2019年6月27日 NO.62

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

2019（令和元）年度全国手話言語市区長会総会開催

2019年6月12日（水）東京・都市センターホテルコスモスホールで「全国手話言語市区長会（以下、手話市長会）総会」が行われ、87名の会員市長（代理含む）が出席し、来賓、随行者、スタッフ等を含め約250名が参加しました。

【挨拶】

開会に先立ち、田岡克介会長（北海道石狩市長）の挨拶に続き、ご来賓からの挨拶をいただきました。

馳浩氏：手話言語法の制定はまだであるが、聴覚障害者の権利をどう守るかを考えていきたい。

平井伸治氏：手話を広める活動を進めてきた。今後も新しい令和の時代に手話革命を一緒に起こしましょう。

尾形武寿氏：1億総活躍できる環境が必要。手話言語法の日も早い制定を。



田岡手話市長会長



馳浩来賓議員



平井伸治鳥取県知事



日本財団 尾形武寿理事長

【総会議事】



星野光弘富士見市長

手話市長会副会長の星野光弘富士見市長が議事進行を務め、田岡手話市長会長から2018年度の手話劇祭（於：郡山市）の開催や手話言語条例を考える行政担当者学習会などの事業報告と2019年度の新役員、事業計画として昨年度に引き続き手話劇祭（於：伊勢市）の開催などの説明があり、満場一致で承認されました。

【新役員挨拶】

田岡会長は、6月26日で市長任期満了となるため手話市長会の会長を退任され、新たに星野光弘市長（埼玉県富士見市）が会長に就任、副会長に安田正義市長（兵庫県加東市）、事務局長に田岡克介市長（市長退任後は新市長が引き継ぐ）が就任されました。

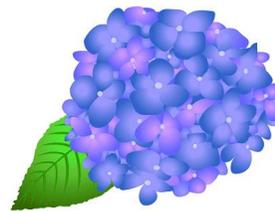


安田正義加東市長



連盟副理事長 長谷川

その後、ろうあ連盟副理事長の長谷川から「デフリンピック日本招致」に関して、事務局長の久松、映画監督の早瀬憲太郎氏から「新作映画」に関する報告をしました。



連盟事務局長 久松



映画監督 早瀬氏

手話市長会は昨年引き続き、会員市に対し手話関連条例の制定状況、手話通訳職員の雇用状況、小・中学校での手話に関する授業等の施策実施状況等の「手話関連施策アンケート」を実施したことを公開しました

●連盟HP 「手話関連施策アンケート 施策一覧」
<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20190612-sg-h-chokai-shisaku.pdf>

手話動画 作成

当運動本部の広報グループでは、「手話言語法（案）」「手話言語でGO（5つの権利）」の手話動画を作成し、ホームページに公開しました。

「手話言語法（案）」は法文を手話で表現したもの、「手話言語でGO（5つの権利）」は手話言語法の意義を広く知っていただくための動画になっております。各条文や各項目ごとに選んで見ることもできますので、ぜひ手話言語条例制定の参考にご活用下さい。

●手話言語法（案）

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/vhouan/>

●手話言語でGO（5つの権利）

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/vgo25/>

地域が変わった!

NO. 6

～条例制定後の今～

静岡県のその後

～静岡県の条例成立の前後～

公益社団法人 静岡県聴覚障害者協会

【条例検討委員会発足】

静聴協では、条例制定を目指して、2015年度、静聴協理事による「静岡県手話言語条例検討委員会」を設置。

翌16年には静聴協・静通研・土協会・サークル連絡会の4団体で体制を整えた。静岡県は教育委員会やろう学校が手話教育について否定的であり、手話を知らない人々は「日本語が主であって、手話はその付随的なもの」との見方をしている。情報コミュニケーション条例で手話言語も補えるとの意見もあり、条例制定には多くの難関、難問が伴ったが、議員提案で諮られることとなった。

【条文の骨子となる素案】

当委員会で前文を含む条文を作成。連盟のモデル案、鳥取県をはじめとする条例先進県、市町を参考とした。

特に前文には、手話やろう者への過去の歴史への反省に重点を置いた。条文には理念を謳うことは当然だが、実効性のある条例となっていくための「予算を講ずる」は欠かせないと考えた。

【学習会の開催】

ろう者と手話通訳者、市町向けに「手話言語条例は、ろう者の支援条例ではなく、手話の福祉からの脱却を目指し、すべての施策に反映される条例である」ことを学ぶための講座を主催した。

市町の行政職員も多数参加し「手話言語条例が制定される意義」「制定後のイメージ」「手話言語条例と情報コミュニケーションを明確に区別する必要があること」などを柱に、解説を加えていった。

【議員との会議】

自民党派と何度も協議し、17年、議会上程が行われるよう要請し、各党派の議員で組織した委員会が設置された。

難聴協会や盲ろう友の会の意見も尊重すべきであり、3団体でも連絡を取り合い、条例制定への連携と協力を確認し合った。

【参考人として議会委員会に出席】

草案が出来上がった段階で、議会委員会から参考人として意見を述べるよう依頼があり、静聴協が①条例の必要性②条例への期待③条例の持つ効力④ろう者の抱える言語権の問題について提示し、盲ろう者友の会、静通研と土協会も各々意見を述べ、その後、議員からの質問に答えた。

終了後、ある議員から、静岡で行われた全国ろうあ者体育大会を見学され、「大勢の手話話者の中にいると自分の言語が通じない不安を覚えた。カルチャーショックだった。皆さんの気持ちが良く分かった」との話があった。

【3/16 条例制定直後の記者会見】

2018年3月16日、議員提案にて静岡県手話言語条例が制定された。マスコミ各社には事前資料を送り、当検討委員会と盲ろう友の会が記者会見を開催することを伝えてあり、各社から取材申込みがあった。

記者からは「条例には手話の環境整備があるが、現状もっと手話が使えようになったら良いと感じていることは？」や「具体的に期待すること」「手話通訳者と通訳士の違いは？」「国の手話言語法」など幅広い質問が寄せられ、手話言語への関心の高さが伺えた。



制定後の記者会見の様子

【議員全員に手話言語講座】

手話言語条例が成立してから、全県議会議員対象の手話言語講座を行い、手話が英語や中国語と同じ1つの言語であることを伝えた。また、ろう者の日常の様子が分かる動画を紹介した。

【2018年度手話言語条例制定後の施策】

条例制定後、条例検討委員会は事業を進めるためプロジェクトチームに改称した。

新たに追加された条例関連事業の補正予算は500万円であり、以下10事業を行った。

1. 健康福祉部手話入門講座（部長など幹部に手話講座）
2. 全庁職員向け手話講座（パワーポイント、動画で配信）
3. 手話言語啓発動画（ユーチューブにて配信）
4. チラシ・ポスター制作

5. 県内上位50の名字手話動画（ユーチューブにて配信）
6. 市町名手話動画（ユーチューブにて配信）
7. 条例手話言語訳動画（ユーチューブにて配信）
8. 県民向け手話講座
9. 企業管理者向け啓発講座
10. 手話言語学習動画（ステップ1・2 早瀬憲太郎監督：ユーチューブにて配信）



学習動画の出演者



手話言語条例啓発ポスター

【2019年度手話言語条例制定後の施策】

1. 手話あいさつ推進員養成講座
2. 県民向け手話講習会
3. 企業管理者向け啓発講座
4. 県議会本会議中継手話通訳（インターネットリアルタイム配信）



議会中継の映像

手話言語訳動画は、条例を「日本語」から「手話言語」へと翻訳を行った。ろうの子どもが登場。「もっと、もっと手話が広がりますように」と人々に語りかけるところから始まる。手話の言語力は様々だが、ろう者、手話通訳士・者、手話サークル員、聞こえる学生らが出演している。今年「県民向け手話言語講座」及び県民ひとりひとりが手話であいさつを行うことができることを目指して「手話であいさつを推進運動」で県内のろう者、手話サークル会員を対象に「手話あいさつ推進員」を養成する。2つの事業を合わせて300万円が計上された。

事業合わせて500万円が計上された。このうち、啓発動画は聞こえる俳優がろう者を演じた。手話が言語であり、誰が演じても良いとの方向性で条例PTが指導監督を行った。条例手話言語訳動画は、条例を「日本語」から「手話言語」へと翻訳を行った。ろうの子どもが登場。「もっと、もっと手話が広がりますように」と人々に語りかけるところから始まる。手話の言語力は様々だが、ろう者、手話通訳士・者、手話サークル員、聞こえる学生らが出演している。今年「県民向け手話言語講座」及び県民ひとりひとりが手話であいさつを行うことができることを目指して「手話であいさつを推進運動」で県内のろう者、手話サークル会員を対象に「手話あいさつ推進員」を養成する。2つの事業を合わせて300万円が計上された。